

# 提 言

「経済安全保障戦略」の策定に向けて

令和2年12月16日

自由民主党 政務調査会

新国際秩序創造戦略本部

## 目 次

はじめに	1
1. 経済安全保障戦略の策定の必要性	2
2. 経済安全保障の基本理念と定義	3
(1) 基本理念と定義	
(2) 戦略的自律性と戦略的不可欠性	
3. わが国を取り巻く経済安全保障環境	4
(1) 米国	
(2) 豪州	
(3) インド	
(4) インド太平洋地域	
(5) 欧州	
(6) 中国	
(7) ロシア	
4. わが国が採るべき経済安全保障上の基本方針	8
(1) 現状の確認と必要な手段の特定	
① 戦略的自律性の維持・強化	
② 戦略的不可欠性の獲得	
(2) 技術の保全・育成	
① 基本的な考え方	
② 技術の特定と保全・育成の取組み	
(3) 戦略策定に当たっての考え方	
5. 重点的に取り組むべき課題と対策	
(「中間とりまとめ」(令和2年9月4日 新国際秩序創造戦略本部)に基づく)	12
(1) 資源・エネルギーの確保【総合エネルギー戦略調査会】	
(2) 海洋開発【宇宙・海洋開発特別委員会】	
(3) 食料安全保障の強化【農林・食糧戦略調査会、水産総合調査会】	
(4) 金融インフラの整備【金融調査会、経済成長戦略本部】	
(5) 情報通信インフラの整備【情報通信戦略調査会】	
(6) 宇宙開発【宇宙・海洋開発特別委員】	
(7) サイバーセキュリティの強化【情報通信戦略調査会】	
(8) リアルデータの利活用推進【知的財産戦略調査会】	

- (9) サプライチェーンの多元化・強靱化【経済成長戦略本部】
- (10) わが国の技術優越の確保・維持【新国際秩序創造戦略本部、知的財産戦略調査会、科学技術・イノベーション戦略調査会】
- (11) イノベーション力の向上【科学技術・イノベーション戦略調査会】
- (12) 土地取引【安全保障と土地法制に関する特命委員会】
- (13) 大規模感染症への対策【新型コロナウイルス関連肺炎対策本部】
- (14) インフラ輸出【経協インフラ総合戦略調査特別委員会】
- (15) 国際機関を通じたルール形成への関与【新国際秩序創造戦略本部】
- (16) 経済インテリジェンス能力の強化【新国際秩序創造戦略本部】

別紙：【各調査会等からの提言】

参考：【ルール形成戦略議員連盟 国際機関ガバナンス WT 提言】

はじめに

経済力は国力の根幹であり、国家間関係の基盤である。いかなる国家も常に経済面での優位性を追求してきたし、その意味で経済分野は常に国家間の対峙の最前線であった。国際関係が安定している状況においてはこのことは意識されにくいだが、国際社会が大きな変動を迎え、既存の秩序が揺らぎを見せ始めると、にわかに注目を集めることになる。我々は今そのような時代を迎えている。

例えば、国連等の場で経済的手段が「武器」として使われることもあったが、これは既存の秩序やルールに違反した主体に対する制裁措置であり、いわば平和のための「武器」であった。ところが、近年は、経済的手段をもって自国の意向を他国に押しつけたり、更には自国に有利な形で既存の国際秩序を作り替えようとする国も現れている。これは経済的手段を自国の利益を追求するための「武器」として用いようとするものであり、これまでとは明らかに異質な状況と言える。その行使のあり方も、従来のように国際的なルールに違反した主体に対する国連の下での制裁措置とはかけ離れた様相を呈している。

歴史を振り返れば、かつてはエネルギー等の資源を巡って国家間で多くの争いが繰り広げられてきた。このような時代には、国家の生存の基盤を他国に依存することのリスクは敢えて「経済安全保障」と言わずとも明確であった。しかし、最近では国家の生存の基盤をなす分野が資源のみならず、特定の製造能力や技術、さらにはデジタルトランスフォーメーション（DX）が進む中でサイバー空間にまで広がっている。かかる状況において、国家の独立、生存及び繁栄を確保し、また、自由や民主主義、基本的人権の尊重といった普遍的価値やルールに基づく秩序を維持し、同盟国やこれらの規範を擁護しようとする同志国と連携していくためには、より高次の戦略的発想が必要とされる。

世界各国においては、「国家安全保障戦略」の中に経済安全保障を位置づけるようになってきている一方で、わが国においては、国家の独立と生存及び繁栄を経済面から戦略的に確保するとの問題意識は比較的希薄であり、そのような環境整備もできていない。

自由民主党は、こうした認識に立ち、本年6月に「新国際秩序創造戦略本部」を設立した。当戦略本部においては、激動する国際社会の中でわが国の国力を高めると共に、国益にかなう新たな国際秩序の形成に向けて一翼を担うために何が必要なのかという点について精力的に議論を積み重ねてきた。

国民生活や経済運営を守るためには、その基盤を改めて見直し、どこにネックがあるのかを冷徹に見極め、平時において代替性等を高める努力を尽くし、有事においてもこれを担保できるようにしておかなければならない。

また、わが国が国際社会にとって不可欠の存在であり続けるためには、わが国の経済が世界の産業構造の中で不可欠の存在になることや、新たに生じる多くの社会的課題を解決する術をわが国自身が不断に生み出せるようになることが求められている。

国家の未来を切り拓く主役は、国民である。そして、変化に富み、先を見通すことが困難な世の中であって、国民にとっての予見可能性を高め、更なる挑戦を後押しするためにも、国家としての方針と時間軸を示す必要があるとの思いで、以下提言する。

## 1. 経済安全保障戦略の策定の必要性

わが国をとりまく環境は急速に変化している。

近年の国境を越えた経済活動の活発化やグローバル化の進展は、国家間の相互依存を深め、世界経済の成長をもたらしてきた。一方で、主要国の相対的な経済力や経済的な影響力も大きく変化し、国際社会のパワーバランスには大きな変化が生じている。各国間の経済的な依存関係が複雑化する中で、これを特定の政治的目的に利用するような動きも見られており、国際経済が分断されかねない新たな状況も生じている。

本年の新型コロナウイルス感染症の蔓延は、何よりもわが国自身が抱える脆弱性や潜在的なリスクを改めて我々自身に突きつけるものであった。同時に、国際社会においても、国際協調の流れを生み出す一方で、自国を第一とするアプローチも広がっており、全体として見れば国際社会全体の不確実性はむしろ拡大している。

わが国は、いかなる状況の下であれ、国家の存立と国民生活を維持し、繁栄を実現していかなければならない。特に、わが国をとりまく環境が急速に変化する今、経済面からわが国の独立と生存及び繁栄をいかに確保していくか、そして自由、民主主義、基本的人権の尊重といった普遍的価値やルールに基づく秩序をいかに維持していくかについて、包括的・戦略的に考え抜き、明確な時間軸をもって主導的に動いていかなければならない。

わが国においては、かねてから、例えばエネルギーや食料等の個別の分野において経済と安全保障の両立との問題意識に立った政策が実施されてきた。また、各国との貿易・投資のルールの構築においても、経済と安全保障のバランスへの配慮は行われてきている。更に、技術の分野においても輸出管理や外資による投資規制等という形で経済と安全保障の連携は存在してきた。

他方、2013年に制定された国家安全保障戦略においては、わが国の国益を経済的な面からいかに実現していくかといった視点は明確には盛り込まれていない。

米国では、2017年に策定された「国家安全保障戦略」の第二章「米国の繁栄の促進」において、「経済安全保障は国家安全保障そのものである」との理念が明記され、その理念の下に、①国内経済の活性化、②自由かつ公正な互惠的経済関係の促進、③研究開発、技

術、発明、革新の先導、④国家安全保障革新基盤の促進及び保護、⑤エネルギー優越性の確保という柱が置かれている。これは、経済安全保障をより大きな複合的な視点から捉えたものであり、わが国にとっても示唆に富むものである。

わが国においても、他国の個別の動向に右往左往するのではなく、わが国の独立と生存及び繁栄を経済面からいかに確保していくかについて明確な戦略を打ち立て、その下で主導的に動いていく必要がある。こうした観点から、政府においては、国内外でいかなる具体的な取組が必要であるのかを明確にするとともに、時間軸を定めて、わが国の独立と生存を確保し、経済的繁栄を実現していくための戦略、いわゆる「経済安全保障戦略」を策定すべきであり、ここに自由民主党としての考え方を提言し、政府に対して、同戦略の策定と実施を求めるものである。

## 2. 経済安全保障の基本理念と定義

### (1) 基本理念と定義

上述のとおり、わが国の経済安全保障は、当然のことながら、わが国の「国家安全保障戦略」で定義された国益を経済面から確保するものでなければならない。

「国家安全保障戦略」においては、わが国の国益は、①わが国自身の主権・独立を維持し、領域を保全し、わが国国民の生命・身体・財産の安全を確保することであり、豊かな文化と伝統を継承しつつ自由と民主主義を基調とするわが国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること、②経済発展を通じてわが国と国民の更なる繁栄を実現し、わが国の平和と安全をより強固なものとする、そのためには、自由貿易体制を強化し、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境を実現すること、③自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること、と定義されている。

わが国の経済安全保障は、上記の国益を経済面から確保することであり、これを踏まえ、本提言においては、「わが国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」と定義する。経済安全保障戦略は、これを実現するための戦略である。

### (2) 戦略的自律性と戦略的不可欠性

本提言では、わが国の経済安全保障戦略を具体的に考えていくに当たっての重要な考え方として、「戦略的自律性」と「戦略的不可欠性」という二つの概念を提示する。

戦略的自律性とは、わが国の国民生活及び社会経済活動の維持に不可欠な基盤を強靱化することにより、いかなる状況の下でも他国に過度に依存することなく、国民生活と正常な経済運営というわが国の安全保障の目的を実現することを意味している。また、戦略的不可欠性とは、国際社会全体の産業構造の中で、わが国の存在が国際社会にとって不可欠であるよ

うな分野を戦略的に拡大していくことにより、わが国の長期的・持続的な繁栄及び国家安全保障を確保することを意味している。

わが国の経済安全保障への取組は、わが国の経済面での戦略的自律性と戦略的不可欠性を具体的に明らかにすることから始めなければならない。当然のことながら、国際社会の経済、産業、技術等に関する状況は刻一刻と変化するのであり、今後とも随時、検証・見直しを行っていく必要がある。

更に、現在、国際社会が急速に変化していることから明らかなように、将来、国際秩序が予見できない事情によって、不連続的な形で、わが国にとって望ましくない方向に変化することが、十分起こりうる事態として想定しておかなければならない。わが国の経済安全保障戦略は、このようないわば極端な状況も十分に想定したものでなければならない。

### 3. わが国を取り巻く経済安全保障環境

主要国においても、それぞれの状況に応じ、国家安全保障の枠組みの中で経済安全保障分野での取組を強化してきている。

#### (1) 米国

米国の経済安全保障に関する考え方は先に見たとおりであり、「国家安全保障戦略」の第二章「米国の繁栄の促進」において、「経済安全保障は国家安全保障そのものである」との理念が明記され、「今日、アメリカの繁栄と安全が、経済的挑戦にさらされている」との認識の下で、注力すべき5分野と各政策について記載されている。こうした考え方の下、実体経済の活性化やイノベーション基盤の強化・保護のため、機微技術や重要技術の保護・育成を含む様々な具体的取組を進めている。

こうした中で、特に近年、「戦略的競争相手」と位置づけた中国に対する経済安全保障面での対応は厳しさを増している。特に通信分野等における特定企業を対象に、貿易・投資管理上様々な措置が採られており、わが国企業を含め、国際社会におけるビジネス全体に深刻な影響を及ぼしつつある。

例えば、その一つの表れとしてわが国でも注目されている技術分野を特に取り上げれば、2018年8月施行の「国防授権法2019」では輸出管理改革法（E C R A）と外国投資リスク審査現代化法（F I R R M A）が規定され、米国政府機関に対し、特定5社を含む一定の中国企業の通信・監視関連の機器・サービスの購入、利用等が広汎に禁止されている。また、本年10月の「重要・新興技術に関する国家戦略」では、国家安全保障と経済的繁栄を確保するためには、重要・新興技術において世界的リーダーシップを維持することの重要性が強調されている。

一方で、米中間の貿易やビジネスの関係は依然として深い。米国の対中投資も近年増加の傾向にあり、11月初旬の上海輸入博では米国企業の出店面積は最大であった。

以上の動向は、わが国にとっても示唆に富むものである。米国はわが国の同盟国であり、対米関係はわが国の外交及び安全保障政策の基軸である。同時に、米国と同様、わが国も中国とは密接な経済関係にある。さらに、現時点での米中の経済成長率を前提とすれば2030年頃には両国のGDPが逆転するとの指摘もある。

そのような中、わが国としても経済安全保障分野においても、次期政権の対中政策も見極めながら、まずはわが国自身の取組を強化しつつ、更に同盟国である米国との意思疎通と適切な連携を強化し、共に国際的連携を主導していく必要がある。

## (2) 豪州

豪州については、昨今の中国との関係悪化に至る前から、「国家安全保障戦略」において国民の安全性と国家の強靱性の確保や国家の資産・インフラ等の防護を自らの国益と位置づけ、サプライチェーンの脆弱性を低減させるための戦略の策定等の具体的取組を進めてきている。最近の豪中対立の中で、自国の経済安全保障に対する問題意識は更に深まっている。

もともと豪州経済が中国の資源需要等に支えられていたこともあり、豪中間では2005年頃から自由貿易協定交渉が進められ、中国からの幅広い投資を受け入れてきた。しかし、2015年にダーウィン港の99年の租借権が中国企業に売却されたことをはじめ、電力、通信、資源・エネルギー分野の企業に対する外国企業による買収が増加してきたことへの危機感から、ターンブル政権は「国家の安全保障を最優先すべき」との方針を明確化し、2016年には「外国投資審査委員会」(FIRB)が強化され、更に「中枢インフラセンター」が新設され、電力、港湾、水道関連のような国家の安全に関わる施設のうち、海外に買われる可能性のあるものを登録する制度が構築された。更に、外国投資の許可の際に、国家安全保障の観点に基づき、投資額の大小に関わらず、メディア、通信、エネルギーなどのセンシティブ分野における外国投資には事前通知が義務化される法改正も2021年1月施行を目指して検討されている。

## (3) インド

インドは公に国家安全保障戦略を明らかにしていないが、これまで全方位的に「戦略的パートナーシップ」を拡大していくとの方針が採られてきた。多国間輸出管理レジーム(ミサイル技術管理レジーム、ワッセナーアレンジメント等)にも参加している等、マルチの文脈での自国の利益の確保と国際社会への貢献にも積極的である。

他方、インドは伝統的に第三世界の雄としてWTOや気候変動問題等の分野で中露と近い立場を取っていたが、最近の中印国境紛争、スリランカやブータンへの中国の影響力の浸透、また、インド自身の経済面での対中依存が進む中、近年は、民主主義や多様性といった価値観、安全保障上の利益や経済ルール等を軸に欧米との協調も深まっている。

インドは既に世界有数の技術開発人材を抱え、また、国内外で新技術企業の経営者を多数輩出しており、近くGDP規模でも人口規模でもますます大国化していく。その流れの中で、インド自身の戦略的自由度の維持の観点からも、経済面の安全保障への関心が高まっていくことは確実である。特に、各国が新型コロナウイルス感染症によるサプライチェ



一の多様化を図る中、日米豪との連携、いわゆる日米印豪の「クワッド」の重要性は更に強まっていくものと見られる。

#### (4) インド太平洋地域

わが国は、世界の成長エンジンたるアジアとアフリカを結ぶ地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現するとの考え方をいち早く提唱した。この「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)を一つのきっかけとして、米国、豪州、インド、ASEAN諸国、さらには欧州諸国が同様の考え方を掲げ、具体的な連携や協力の流れが生まれている。

こうした流れに加え、国際社会全体のパワーバランスが変化し、米中対立も深まる中、インド太平洋地域においても、自国の独立及び経済的繁栄を長期的にいかに確保していくかについてそれぞれの状況の中で独自の試みが続けられているところである。

例えば、道路・鉄道・空港・港湾等の基幹インフラで特定の国に依存し過ぎることのリスクについて、債務の持続性のみならず経済安全保障の観点からの問題意識も一定程度広がっている。地域における「連結性」を重視する動きの広がり、こうした問題意識の一つの反映としても捉えることができる。

他方、中国が潤沢な資金と製造能力、自らの巨大市場をバックに下記(6)の発展戦略を追求していく中、これらの地域の特定国に対する脆弱性は今後更に高まっていくおそれがある。世界の重要な物流ルートが集中し、わが国にとっても重要な意味を持つ同地域が「自由で開かれた」地域であることは、わが国の戦略的自律性の確保や戦略的不可欠性の獲得にとっても決定的に重要である。

#### (5) 欧州

欧州諸国についても、その主要国である英仏独ともに、国家安全保障戦略の中で自国の安全と繁栄を基本的国益として位置づけ、その実現のため、産業界との連携の下、重要インフラ等を含む自らの脆弱性を克服し、技術革新を支えていく必要があるとの認識が示されている。

特に仏については産業面及び技術面で高度な野心を維持すべきとしており、本提言にいう戦略的不可欠性の獲得を意識したものとしても注目される。また、英国は、経済と国家安全保障は互いに結びついているとし、技術の保護にとどまらず、技術革新と科学技術を活用して自らへの脅威に対処していくとの考え方を明らかにしている。独については、国防白書において、国、産業界、学术界、そして社会全体の潜在的なリスクに関する共通の理解が必要であることを強調している。

対中認識について言えば、各国によって違いはあるものの、例えばここ数年、EUにおいても戦略的自律性(Strategic Autonomy)の概念の重要性が繰り返し指摘されてきており、また、本年12月のNATO外相会合において中国との間で体制上の競争が生じているとの認識が示されており、一定の問題意識は広がっている。

## (6) 中国

中国は「党が一切の活動を領導する」との原則の下、総体的国家安全観との概念を提示し、経済を国家安全の一つとして位置づけている。その上で、今世紀中旬までに社会主義現代化「強国」となるという国家目標を明確に掲げており、「中国製造 2025」等の具体的な戦略の下、明確な時間軸をもって実体経済の強化及びこれを支える先端技術の獲得と育成を進めてきている。

最近では、習近平国家主席自らが 4 億人という巨大な中産階級を更に拡大しながら自律的な国内循環を確立していくこと、中国の巨大市場を吸引力として国際社会の対中依存を深化させていくこと、実体経済においては自国第一主義を維持すること等を新たな発展戦略として表明している。明年春には、こうした戦略を背景に、2021 年からの新たな発展計画として第十四次五カ年計画や 2035 年までの長期計画が策定される見込みである。

また、サイバー関連法や暗号法、輸出管理法等の関連の制度構築も急速に進められている。更に、来年には「中国標準 2035」が公表されるとの情報もあるが、これは中国が国内の製造能力やこれを支える技術の獲得と育成に一定のメドをつけ、今後は、従来は欧米が主導してきた国際標準の形成を自国が主導していくことで、自国企業等の今後の海外展開に有利な環境を作っていくとの決意の表れとも見られる。

一方、中国は「世界最大の途上国」を自称し、他の大国が一般に負担する義務やコストを選択的に回避しているだけでなく、国際社会から様々な資金的支援も享受しており、こうした中国のあり方を他の大国が自らのコストで支えているとの構造にもなっている。

中国は依然として対外開放を堅持する旨表明し、中国は世界の 120 カ国・地域以上の最大の貿易相手国が中国であるとしている。「一带一路」についてもその対象地域や対象分野を引き続き拡大していくものと見られるが（特にサイバー、宇宙、海底等）、その発想の根底には上述の発展戦略があることを念頭に置く必要がある。

上記にある「一带一路」や「中国製造 2025」及び「中国標準 2035」に加え、特に、2008 年の世界金融危機以降、人民元建ての通貨スワップの拡大、シルクロード基金の設置、IMF の SDR のバスケット構成通貨への人民元の組み入れなど、人民元の国際化への布石が着実に打たれてきている。また、デジタル人民元についても国内で実証実験が進められており、様々な課題はあるものの、仮に今後デジタル人民元の海外展開が進められていくとすれば、将来的にドル基軸通貨体制、ひいては既存の国際秩序を揺るがす潜在的な可能性を有しているとも考えられる。

## (7) ロシア

ロシアも、国家経済の競争力の強化を国家安全保障上の利益の一つとして掲げており、その下で、エネルギー安全保障や技術安全保障の強化、ハイテク技術の育成、海外依存の低減、中小企業の発展等の目標を掲げている。また、特にネット世界における自律性の確保の観点から、インターネット主権法を制定し（未施行）、有事の際には国内ネットワークを外部から切り離せるよう準備が進められている。国際社会のシーレーンや資源の観点

からますます重要度を増すと思われる北極海への自国の影響力を高める試みも今後強化されていくものとも見られる。

#### 4. わが国が採るべき経済安全保障上の基本方針

上述のとおり、わが国の経済安全保障を実現するためには、まず、①経済安全保障上の観点からわが国が置かれた位置づけを分析し、わが国が有するべき戦略的自律性と戦略的不可欠性の具体的内容を把握する必要がある。その上で、②わが国自身の努力で戦略的自律性及び戦略的不可欠性を確保していくために必要な戦略・政策を特定し、③これを実現していくために必要なメカニズムを整備していかなければならない。

上記のうち、①は特に重要である。わが国の実体経済を支える基盤である各産業が置かれた状況を客観的に把握し、包括的に評価することなくわが国の経済安全保障を考えることはできない。そのような現実認識の上に、②及び③を順を追って明らかにし、これを明確な戦略として結実させていく必要がある。

このような戦略を打ち立てることによって、初めて、民間企業や大学・研究機関を含む全てのステークホルダーの努力を適切な形で後押しすることが可能となる。

また、このような戦略によって、初めて、同盟国である米国や、豪州、インド、インド太平洋地域諸国、欧州などの普遍的価値を共有する同志国との間での意味のある問題意識のすり合わせや、困難に直面する国々に対する効果的な支援を含め、双方にとって利益となる形での適切な協力・連携関係を主導的に構築していくことが可能となる。

さらにその結果として、これらの国々と連携しながら、国益にかなう形でルールに基づく国際秩序を強化していくことも可能となる。

##### (1) 現状の確認と必要な手段の特定

###### ①戦略的自律性の維持・強化

まずは、わが国の国民生活と正常な経済運営を支えるために維持・強化しなければならない産業は何か、換言すれば、海外との貿易・投資等に大きな困難が生ずる場合に国民生活と正常な経済運営の維持に支障が生ずるような産業は何かを特定し、その上でこれらの産業が抱える脆弱性を把握し、イノベーション等を通じて強靱性を高め、外部への依存を低減し、必要に応じて代替策を準備しなければならない。

ここではそのような産業を「戦略基盤産業」と定義することとし、例えば、エネルギー（電力を含む）、通信、交通、食料、医療、金融（フィンテックを含む）、物流、建設等の基幹的なインフラ産業等を念頭に置くこととする。

これらの「戦略基盤産業」においては、これまでも経済安全保障的な観点から様々な措置

が取られてきているが、産業によって程度の相違はあり、包括的な調査や評価が行われたことはない。更に、最近では、DXが進む中で、新たな技術やクラウドを含む高度な情報通信ネットワークの利用が急速に浸透しつつあり、既に海外に依存している例もある等、注意すべき新しい状況も生じている。

以上を踏まえ、まずは「戦略基盤産業」として対処すべき産業をより明確に把握した上で、政府の主導の下、現実的なリスク・シナリオに基づき、各産業が抱える脆弱性及び経済安全保障上の課題の把握、分析、並びにそれらに対する戦略的自律性を確保するための具体的方策を検討していく必要がある。

その際、例えば、①備蓄可能性（備蓄困難なモノの戦略性は高い）、②代替可能性（緊急時に代替品が入手困難なモノの戦略性は高い）、③供給能力（供給源の数が限定されるモノの戦略性は高い）等の観点は重要であろう。

その上で、政府の主導の下、わが国の経済安全保障の観点から、改めて全体を俯瞰し、サプライチェーンを含めその脆弱性を特定し、わが国自身の努力によって強靱性を高め、外部への依存を低減し、必要な場合には同志国との連携も含め代替案を準備し、その強靱化・多角化に取り組んでいく必要がある。

「戦略基盤産業」は、いわば国家の生存と独立を直接に左右し、わが国の繁栄の基盤をなすものであることから、この分野での取組においては政府の役割がより一層重要となる。特に、エネルギー、鉱物資源や食料等については、政府自身が先頭に立ち、資源国との関係強化や自国資源の開発を含め、供給源の多角化を進めていく必要がある。また、「戦略基盤産業」は、社会状況や技術の動向によって変化する未来を見据え、総合的・俯瞰的な視野で不断に見直していくことが重要である。

## ② 戦略的不可欠性の獲得

その上で、わが国の繁栄を長期的・持続的に支えていくような強みや可能性を有する産業を特定する必要がある。重要なのは、「長期的・持続的」という点であり、経済安全保障の観点から言えば、わが国がそのような産業において国際社会全体にとって戦略的に不可欠な存在となるということである。

いかなる産業においてわが国が戦略的不可欠性を獲得するかについてあらかじめ特定することには難しい面もあるが、例えば、現時点においてもわが国がグローバル・バリューチェーンの最上位に位置する産業は何か、また、素材や部品の分野で圧倒的な優位性を有する技術、製品、サービスを生み出す産業は何かを把握しておくことは有用である。

また、DXの深化及び各産業への浸透が進むにつれ、今後、新たな産業分野が生み出され

るといった動きも活発化していくものと考えられ、この点も見極めていく必要がある。

経済安全保障の観点から言えば、こうした分野においては民間企業の活力と努力が主であり、政府の主たる役割は、わが国の長期的・持続的な繁栄の確保という観点から民間企業の努力を強力かつ効果的に後押しすることであり、そのための環境を整えることである。

例えば、企業の国際市場への適切な形での展開の環境整備や支援、機微な技術の流出防止のための制度構築、国際標準や知的財産権の面での強力な後押し、重要な物資の供給ルート<sup>1</sup>の確保等においては、政府のより積極的な役割が期待される。

特に、当然のことながら、わが国の戦略的不可欠性を高めていくとの観点からは、人口減少の中にあってもわが国自身の国内市場を拡大する施策に加え、政府において外交を含むすべての国家の能力を動員し、国際市場の獲得及び部品や製品の輸送ルートの確保に全力を尽くしていく必要がある。

## (2) 技術の保全・育成

### ①基本的な考え方

経済安全保障の軸の一つとして特定の技術の保全・育成を行っていくに当たっては、何のためにこれを行うのかという点を明確にしなければならない。

本提言においては、第一に、技術それ自体が単独で経済安全保障上の意味を持つわけではなく、いかなる技術もわが国自身の実体経済による裏付けがあって初めて、わが国にとっての重要性や機微性も判断できるという点を指摘する。換言すれば、上記(1)について明確な戦略があって初めて、保全・育成すべき技術も明確化されるということである。

第二に、戦略的自律性にせよ戦略的不可欠性にせよ、その中で重要となる技術の変革や新陳代謝の速度はますます速くなっており、どんな技術であっても、今日は重要でも明日には陳腐化する可能性があることを十分に踏まえる必要もある。現時点でいかに重要であっても陳腐化してしまえばその技術を保護する意味はない。経済安全保障の観点から言えば、企業・大学・研究機関のイノベーション環境を整え、次々と新たな技術が生み出される環境を創り出していくことも同時にしっかりと考えていかなければならない。

第三に、いくつかの核心的技術分野においては、一部の外国がわが国よりも優位にあり、特に近年、わが国国内で国民生活や正常な経済運営に不可欠な技術分野を他国に依存する例も増えている現実を直視する必要がある。こうした状況に対しては、必要な対策が直ちに講じられなければならない。

### ②技術の特定と保全・育成の取組

以上を十分に踏まえつつ、わが国として、国家安全保障の観点から戦略的自律性及び戦略的不可欠性を支える技術を特定し、その保全・育成に万全を期す必要がある。

その際、技術の保全の重要なツールの一つとして、輸出管理や投資審査といった取組を適宜見直すと共に、技術の流出経路の多様化への対応を含め、統合的・包括的な対策を講じていく必要がある。これにより、他国のわが国に対する予見可能性を高めることになる。

これに加え、特に、戦略的自律性及び戦略的不可欠性の観点から、他国に依存すべきでない技術分野、他国に依存せざるを得ないがその上での対策が必要な技術分野を具体的に明確化し、政府において必要な手当を主導していく必要がある。

### (3) 戦略策定に当たっての考え方

政府においては、以上の考え方に立ち、わが国の経済安全保障、すなわち「わが国の独立と生存および繁栄を経済面から確保すること」を実現するための包括的な戦略を策定すべきである。

その際には、以上で述べられた諸点に加え、個別の政策について、今後1年から2年程度の短期、5年程度の中期、10年程度の長期といった時間軸を念頭に、どのようなタイミングで何を実現していくべきかについても明確に示すべきである。わが国を取り巻く経済安全保障環境が急速に変化している。その中でわが国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上で、わが国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で米国・欧州をはじめとする、自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同志国とも戦略的に連携していく必要がある。その鍵の一つは、出遅れないことである。

また、経済安全保障戦略を策定し、これを実施していくためには、関係各省庁の問題意識と能力の向上、各省横断的な取組の強化が必要であることは当然のことながら、民間企業や大学・研究機関も含めた産官学の連携強化も必須である。特に関係省庁は、共通の問題意識の下、所管業界に対する具体的政策措置を主体的に主導していくべきである。

以上を実現するために、自由民主党として、政府に対して以下の実行を求めると共にフォローアップを行う。

- ▶ まずは、わが国が必要とする経済安全保障戦略を早急に策定すること。これを着実に実施していくために最も適切かつ必要なメカニズムを整備すること。なお、将来的には「国家安全保障戦略」に経済安全保障の観点を盛り込むことも検討すること。
- ▶ その上で、こうした取組を法的に担保することが必要であることから、各省庁は国家安全保障局等と連携しつつ、それぞれが所管する業法等のあり方について検討すること。その上で、対応可能なものから順次実行しつつ経済安全保障関連の施策を実施するための法的根拠の整備を含め、2022年の通常国会における「経済安全保障一括推進法（仮称）」の制定を目指すこと。

## 5. 重点的に取り組むべき課題と対策

(「中間とりまとめ」(令和2年9月4日 新国際秩序創造戦略本部)に基づく)

本提言案の作成にあたっては、本戦略本部及び党政務調査会の各専門機関等が協働し、分野ごとに想定される重点的に取り組むべき課題とそれへの対策の具体的検討を進めてきた。分野ごとの検討結果の詳細については別添の通りである。以下では、党政務調査会の各専門機関での検討結果を踏まえ、戦略的自律性と戦略的不可欠性の二つの観点を中心に、政府の体制・機能や国際的な対応の強化の観点も含めた当戦略本部からの分野ごとの具体的提言を示す。政府は、以下及び別添の内容を、可及的速やかに実行に移すべきである。

### (1) 資源・エネルギーの確保【総合エネルギー戦略調査会】

エネルギーは極めて重要な戦略基盤産業であり、国家の責務として、未来がいかなる姿となろうとも、サプライチェーンを含め、必要なエネルギーの安定供給を確保する強靱な体制を構築し、戦略的自律性を追求する必要がある。

この観点から、2050年カーボンニュートラルの実現を前提とする第6次エネルギー基本計画を策定し、再生可能エネルギーの最大限の導入に挑戦すると同時に、火力の効率化や原子力の持続的な利用システムの構築、テロや攻撃、災害等から電力インフラを守るセキュリティ対策、エネルギー供給システムについての対策等を進める。また、脱炭素のための革新的な技術開発や国際面におけるルール形成等にも積極的に参画すべきである。

更に、国家の責務として、石油・天然ガスやレアアース等の重要資源についてサプライチェーンの強靱化等を含む安定供給を図るとともに、国内海洋資源の開発に取り組むことにより戦略的自律性を確保する。その上で、化石燃料から排出される温室効果ガスを削減するためのイノベーション創出や途上国の実態に応じた現実的・段階的な低炭素化への支援・インフラ輸出等により、資源分野におけるわが国の戦略的不可欠性の獲得を目指すべきである。

### (2) 海洋開発【宇宙・海洋開発特別委員会】

四方を海で囲まれたわが国にとって、国土の保全、国民の安全の確保のために海を守り、経済社会の存立、成長の基盤として、海を活かすことが強く求められる。

まず海外からの輸入に頼っている石油・天然ガスやレアアース等の鉱物資源について、産業競争力の強化を図っていく上でも、国産海洋資源の探査・開発や、自立型無人潜水機(AUV)等による海底調査等を推進し、戦略的自律性の確保に貢献すべきである。

また、貿易の99.6%が海上輸送であるわが国にとって、安定的な海上輸送体制を確保し、また、領海警備に必要な巡視船等の供給基盤を維持するためにも、海運・造船分野における、戦略的自律性を高めなければならない。同時に、シーレーン沿岸国との関係強化の観点からも、海上法執行能力の向上、航行安全確保や主要港湾等の開発運営協力の推進、海上保安体制の強化等を着実に実施する必要がある。

更に、北極海航路の利用が期待される中で、わが国としては、速やかに砕氷調査船を建造し、北極海航路の持続可能な利活用及び国際協力等の北極政策を戦略的に推進すべきである。

### **(3) 食料安全保障の強化【農林・食料戦略調査会、水産総合調査会】**

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一部の食料輸出国による穀物等の輸出規制の動き、過剰・違法な漁獲や海洋環境の変化による水産資源の減少等により、食料安全保障に関する世界的なリスクは高まっている。わが国の食料安全保障の強化を図り、将来にわたって国民への食料供給に万全を期す必要がある。

そのためには、輸出品からの代替が見込まれる小麦・大豆等の増産及び加工食品等の原料の国産への切替え、水産資源の適切な管理や漁業取締体制の強化等により、国内生産基盤の強化を図る。また、日本産品や和牛の遺伝資源等の知的財産としての管理・保護を強化するとともに、改正種苗法に基づく優良な植物品種の海外流出防止体制を整備すること等により、わが国の技術優越の確保を図り、食料分野におけるわが国の国際競争力を高め、その戦略的不可欠性を維持・発展すべきである。

### **(4) 金融インフラの整備【金融調査会、経済成長戦略本部】**

金融は経済活動の基盤を成すものであり、経済活動がグローバル化している今日では、国際金融センターはグローバルな経済活動を支えるインフラである。

そのような観点から、確固たる民主主義・法治主義に支えられた安心・安全な拠点としてのわが国が、アジア・世界の経済発展の要である国際金融センターの1つとして機能を発揮することは、経済安全保障上の戦略的自律性・戦略的不可欠性の両面から極めて重要である。そのためには、成長資金の円滑な供給や規制の見直し等の他、海外事業者や高度外国人材が起業・開業・生活しやすい環境構築を早急に進めるべきである。

中央銀行デジタル通貨（CBDC）については、主要各国中銀がCBDC発行の検討を加速させており、日本銀行も具体的・実務的な検討を始めたところである一方、中国は本年10月にデジタル人民元発行に向けた実証実験を成功裏に終えたとされている。

国際通貨システムの安定性を確保し、わが国の国益を守る観点から、「ドルのデジタル化」「円のデジタル化」について米国を巻き込んで、CBDC技術に関する国際標準の形成を主導すべきであり、これは戦略的自律性の確保のための高い意義と必要性を有する。

日本銀行は、来年度以降2022年度中までに技術的な検証を行い、これらを踏まえ、政府と一体となって制度設計の大枠を決定した上で、パイロット実験を速やかにスタートし、CBDC発行の実現可能性と具体的な制度設計について検討すべきである。また法改正の議論も制度設計の検討と一体的に行うべきである。



## **(5) 情報通信インフラの整備【情報通信戦略調査会】**

デジタルと現実が融合していく社会において、情報通信産業は、わが国の国民生活の存立・国家機能の継続と今後の社会経済の発展のための戦略基盤産業である。

このため、5Gネットワーク・光ファイバ網等の情報通信インフラの国内の整備・増強を早急に進めると共に、戦略的に重要な基幹インフラである海底ケーブルについては、わが国の国際的なデータ流通のハブとしての機能を維持・強化し、衛星通信についても制度的措置を講ずるなど、戦略的自律性を確保すべきである。

並行して、わが国の5G技術の国際標準化を目指すとともに、ASEAN、インド、中南米等へのわが国企業の事業展開を見据え、これらの国々との連携を進めるべきである。更に、6Gの主導権を日本が握るべく研究開発に戦略的かつ集中的にリソースを投下し、世界初の6G製品化と国際標準の形成を実現することで、本分野における戦略的自律性の抜本的強化と戦略的不可欠性の確実な獲得を図るべきである。

フェイクニュースについては、産学官で連携し、実態の正確な把握と対応を多面的に検討する取組も注視しつつ、インターネット利用者の安心・安全な利用の確保を図るべきである。

## **(6) 宇宙開発【宇宙・海洋開発特別委員会】**

経済安全保障における宇宙システムの役割は拡大しており、戦略的自律性と戦略的不可欠性の獲得が求められる。

安全保障をはじめ重要ニーズに対応する、小型衛星コンステレーションも含めた国産衛星の開発加速、宇宙市場の創造と拡大、サプライチェーンリスク対策、宇宙の機能保証の早期確立、経済活動を支える各宇宙システムの更なる整備及び将来の宇宙開発に必要な関連技術の開発により、宇宙技術開発の加速と宇宙産業の裾野拡大を図るべきである。

また、国産の宇宙状況監視プラットフォームの構築・管理・運用により、戦略的自律性を確保するのみならず、もってインド太平洋地域の監視体制や宇宙交通管制の国際ルール作りを主導する戦略的不可欠性を獲得すべきである。

更に、宇宙空間の取得資源に権利を認める法整備等の国際的なルール作りの主導や自由で開かれたインド太平洋構想関係諸国との宇宙協力の推進等、積極的な国際連携を図るべきである。

## **(7) サイバーセキュリティの強化【情報通信戦略調査会】**

情報通信インフラは、わが国の国民生活の存立・国家機能の継続と今後の社会経済の発展にとっての基盤であるが、サイバー攻撃等の被害が安全保障上の脅威となっている中、安心・安全で信頼できるサイバー空間を自ら実現し維持していくことは、わが国の戦略的自律性の面から焦眉の課題である。

デジタル製品の開発・製造・設置・保守・管理・廃棄等の過程で、情報の窃取・破壊や悪

意ある機能が組み込まれる「サプライチェーンリスク」について、脆弱性の把握、信頼のかけない機器等への依存の回避等の対策を講じることが重要である。

サイバーセキュリティ関連情報の取扱いの明確化やサイバーセキュリティ情報を国内で収集・分析等ができる環境整備を早急に実現すべきである。また、特にわが国のサイバーセキュリティの研究開発能力の向上と人材育成により、サイバー空間に係るわが国の戦略的自律性を獲得・確固たるものとすべきである。

#### (8) リアルデータの利活用推進【知的財産戦略調査会】

バーチャルデータについてG A F A等の海外勢が先んじて囲い込みを進める中、わが国としてリアルデータの利活用を加速し、その戦略的自律性を確保することが急務である。

政府は、わが国におけるリアルデータに関するデータプラットフォームの構築やデータ取引市場の整備促進に向け、データ流通の様々な阻害要因を払拭するために、リアルデータに関する取扱いルールの整備を加速すべきである。

特に、わが国がG20で提唱した「信頼性のある自由なデータ流通（D F F T）」の推進方法を具体化し、産業データの利活用に関する国際ルールの形成を主導し、わが国の国益を追求するためにも、2021年に法整備を目指す欧州に先駆けて、わが国として実効性あるルール整備を行うことが必須である。政府は、こうした視点を「データ戦略」に盛り込むと共にどのような形態で整備するかを含め迅速な検討をすべきである。

#### (9) サプライチェーンの多元化・強靱化【経済成長戦略本部】

サプライチェーンの多元化・強靱化は、わが国の戦略的自律性の確保のために必須である。政府は、生産拠点の集中度が高い製品・部素材や、国民が健康な生活を送る上で重要な製品の国内拠点整備や海外生産拠点の多元化への支援を図り、それらの戦略的自律性を確保すべきである。

このためには、民間部門における全ての業務プロセスについての見直しが不可欠である。政府は、民間部門に対してサプライチェーンの多元化強靱化に資する見直しを働きかけるとともに、必要となる構造改革を目的としたDX投資について、税制等を含めて促進すべきである。加えて、空港や港湾へのアクセス道路の整備や国際コンテナ戦略港湾の機能強化等も進め、サプライチェーンの強靱化と生産性を向上させ、戦略的自律性を強化すべきである。

#### (10) わが国の技術優越の確保・維持【新国際秩序創造戦略本部、知的財産戦略調査会、科学技術・イノベーション戦略調査会】

政府は、わが国の有する技術上の強みや弱みを適切に把握し、戦略的自律性の観点から適切に保全すべき戦略基盤産業や、戦略的不可欠性を獲得・育成すべき産業を考慮しつつ、国家安全保障の観点から保全と育成をすべき分野を速やかに指定し、技術優越の確保・維持を

図るべき具体的な重要技術を特定すべきである。

その上で、特定された重要技術のうち機微な技術に関しては、政府資金が投入された研究開発成果の公開のあり方についての政府横断的な判断の枠組みの検討、特許出願公開・特許公表に関する制度面を含む検討、保全や育成のための予算や人材等のリソースの重点配分、国際連携の強化、さらに機微情報の取扱いに係る資格のあり方（セキュリティ・クリアランス）といった保全措置の制度面を含む検討を進めるべきである。

また、政府は、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）確保のための基本的な考え方を整理し、研究コミュニティからの意見も踏まえつつ、公的研究資金の申請時に外国資金等の受け入れ状況の開示のあり方等を早急に検討すべきである。加えて、政府は、産官学の連携によって、大学・研究機関・企業等における機微な技術情報の管理体制を一層強化するとともに、留学生や外国人研究者等の受け入れ審査を強化しつつ、デジタル化や省庁間連携により、より効果的・効率的なものとするべきである。

また、安全保障貿易管理については、新たな国際環境への機動的対応、ビジネスの安定性、公平な競争環境を確保する観点から、わが国のイニシアチブにより、同志国間の連携強化を図り、国際レジームを補完する形での新たな対応を検討すべきである。

#### **(11) イノベーション力の向上【科学技術・イノベーション戦略調査会】**

イノベーションを生み出す力は、わが国の戦略的自律性を確立し、戦略的不可欠性を獲得するための根源である。

地球規模の社会課題の解決と新たな国際秩序を先導するためには、トランス・サイエンスが重要である。しかし、現状はアカデミアから政治・行政への助言の仕組みが十分とは言えないため、国家ガバナンス上の正統性を担保する政治と正当性を担保するアカデミアの合理的関係の構築に向けて、既存アカデミーの機能検証、構造問題の解決に向けた最適な組織のあり方の検討、政治・行政とアカデミアの相互リテラシー確保等のための制度・機能の検討を進めるべきである。

また、半導体は、デジタル社会を支える重要基盤・安全保障に直結する戦略技術として死活的に重要である。先端半導体イノベーション立国を目指し、政府は、先端技術の把握、研究開発、量産工場の国内立地促進、国内デジタル投資の拡大や海外市場の開拓、機微技術管理及び同志国との協調・国際連携等、国内外が一体となったあらゆる施策を総動員し、戦略的自律性と戦略的不可欠性を強化・獲得するべきである。

更に、AI、量子技術、環境、バイオ、マテリアル等の主要分野において、戦略的かつ集中的なリソースの投下によるイノベーション力の向上と技術優越の確保・維持を全力で図るべきである。また、政府は、早期実装化に向けたグローバル市場創造、重要技術の特定、人材確保、技術流出防止及び研究成果の取扱い等に関する検討等の必要な措置を早急に講じ、必要に応じた既存の技術戦略の改訂を検討すべきである。特に量子技術については、国内外

から人材や投資を結集させるべく、量子技術拠点の形成を進めるべきである。また、マテリアルは科学技術・イノベーションの基盤技術であり、国際競争が熾烈となっていることから「マテリアル革新力」を強化するための政府戦略を策定すべきである。

### **(12) 土地取引【安全保障と土地法制に関する特命委員会】**

経済のグローバル化に伴い拡大する外国人・外国法人による土地取得について、水源地や防衛施設あるいは国境離島などでの事例を通じ、安全保障上の観点を重視する国民の問題意識が高まってきている。外国人・外国法人によるこうした重要な土地の取得は、わが国の戦略的自律性にも影響を及ぼす可能性がある。このため、政府においては、土地所有や利用の実態を適時的確に収集するための取組を推進すべきであり、特に安全保障上の懸念が大きい土地については取引へ関与するなど適切に管理することも求められる。

今後、安全保障と土地法制に関する特命委員会としては、各種台帳等の統一的充実・連携等を通じた、国籍情報を含めた土地所有等情報の円滑な収集及び開示に関する「総合的推進法」の策定に向けた検討を更に進め、速やかに国会に提出し成立を図る。政府においては、同法に基づき、省庁横断的な取組を強力に推進するための関係閣僚による調整会議の設置等の取組を推進すべきである。

また、外国政府が公館等用不動産を購入する場合の手続きについて、外交団向け「回章」によりその取扱いの明確化と確実な周知を図るとともに、この取組の確実な実施のため、その効果を見極めつつ法的枠組みの必要性等について検討すべきである。

更に、政府は、安全保障の観点から重要な土地を対象とした所有者情報の収集・利実態調査等の徹底、安全保障上の懸念がある場合に必要最小限の範囲で当該土地の利用・取得を管理・制限できる仕組みの創設、これらの業務を一元的にかつ専担で担う組織の設置及び十分な体制整備等について、早期に法案としてとりまとめ、次期通常国会へ提出すべきである。

### **(13) 大規模感染症への対策【新型コロナウイルス関連肺炎対策本部】**

今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行を通じ、国民の生命及び身体の安全確保と経済社会活動の継続のためには、医療分野におけるわが国の戦略的自律性の強化が不可欠であることが改めて認識された。

政府は、感染症治療薬やワクチンに関し、国内における研究開発の強化、安全性・有効性を確保しつつ迅速・早期の承認審査を進めるための取組継続、政府による買い上げ等による数量の確保と接種の実施体制の構築支援及びサプライチェーンや国内在庫を意識した安定確保を進めるべきである。また、医療用物資については、個人防護具等の国や自治体における備蓄推進、重要資材の買取保証等による安定的供給体制の確保及び医療用物資の国内生産体制・日本企業による海外生産体制の増強により、国内供給体制を整備すべきである。

更に、大規模感染症対策の司令塔としての内閣の危機管理の体制の強化をはじめ、国立感染症研究所の機能・体制の強化や、国からの専門職の派遣及び情報収集の効率化・機能強化等により、新たな大規模感染症流行に備えた国家ガバナンスの強化を進めるべきである。

#### (14) インフラ輸出【経協インフラ総合戦略調査特別委員会】

今般の新型コロナウイルス感染症の流行後の国際環境も踏まえ、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のビジョンを共有するパートナー国との連携を一層強化し、わが国の戦略的不可欠性を更に向上させていくべきである。

具体的には、海洋安全保障・連結性向上・法の支配強化等の重点分野に関する案件を中心に、ハードインフラ支援での公的支援ツールの連携と国による適切なリスク管理体制の強化、ソフトインフラ支援での重要性が高まった医療・保健・公衆衛生などの協力・海外展開等を戦略的に進めるべきである。

また、インド太平洋を中心とした重要地域を対象とするFOIP実現の観点を含む支援方針を早急に検討すべきである。展開支援のツールとしては、ODAをはじめとするわが国の持つ様々な公的資金・支援スキームを広く戦略的に活用すべきである。具体的には、ASEANにおいて、連結性強化に資するプロジェクトを支援するとともに、人材育成を着実に行うべきである。また、コロナ禍の環境変化等を踏まえ、貿易保険の支援強化を検討するとともに、JBIC、JOIN、JICTなど多様なファイナンスメニューを積極活用すべきである。さらに、ODA卒業国にJICAが行う支援に関する国際ルールとの整合性を含む考え方を早急に検討し、結論を得るべきである。

#### (15) 国際機関を通じたルール形成への関与【新国際秩序創造戦略本部】

国際機関の中立性・公平性が歪められ、誤った国際ルールの形成が行われないう、同志国との連携を強化するとともに、わが国自身の国際機関におけるプレゼンスを更に強化し、国際秩序・ルール形成を主導すべきである。

国際機関に関しては、省庁横断的な司令塔機能の創設と長期戦略の策定、同志国との連携・グループの形成及び国際機関に対する拠出金の効果的な活用といった、長期的視点に立った戦略的アプローチを採るべきである。人的側面では、国際機関に職員を送り出す省庁の定員・ポストは通常の定員とは別枠で確保するとともに、語学習得や学位取得の支援による国際機関の職員候補となる人材の育成や、一般職・専門職人材の登用及び国際機関のトップへの閣僚経験者の登用の検討等により、国際機関における邦人職員の増強に取り組むべきである。

自由で公正な経済秩序・ルール形成において日本がリーダーシップを発揮すべきである。特に、国際的なデータガバナンスについては、これまで国際的な規律が存在しない中、わが国は日米、日EU、TPP等の国際的なデジタルルールを形成してきた。米国とEUをブリッジしうる、ユニークな立ち位置にあるという戦略的不可欠性を強化・活用し、同志国と連

携して、D F F Tを具体化し、データの円滑な越境流通を実現する国際標準の実現を図るべきである。

加えて、特定国による市場を歪める措置や技術の強制移転等の抑制を促しつつ、二国間対話や国際枠組等の活用によって、わが国企業のレベル・プレイングフィールドの確保を進めるべきである。

#### **(16) 経済インテリジェンス能力の強化【新国際秩序創造戦略本部】**

わが国の独立と生存および繁栄を経済面から確保していくためには、それを支える経済インテリジェンス能力の強化が求められる。このため、インテリジェンスコミュニティの情報収集・分析・集約・共有等の能力及び連携の強化を進めるとともに、経済安全保障に係る国家安全保障局の政策立案・総合調整機能の強化及び各省庁における体制の強化を図るべきである。また、政府において機微な技術を保有する民間企業や大学等との連携を強化する枠組みを構築し、民間企業における経済インテリジェンスの機能強化を図るべきである。更に、こうしたわが国自身による情報機能強化に加え、ファイブアイズへの参画を含む国際連携の深化やそのための体制を強化すべきである。

(以 上)

# 新国際秩序創造戦略本部 開催実績

令和2年12月16日現在

	開催日	テーマ	講師
第1回	6月4日	①今後の進め方 ②コロナ後の新国際秩序	— 梅屋 真一郎 氏 (野村総合研究所未来創発センター 主席コンサルタント)
第2回	6月11日	経済安全保障を踏まえて 創出に関与すべき新国際秩序	國分 俊史 氏 (多摩大学大学院教授/ルール形成戦略 研究所所長)
第3回	6月18日	コロナ後の世界と政治の方向性 ー加速する「せめぎあいの時代」と 統治機構改革2.0	亀井 善太郎 氏 (PHP総研主席研究員/立教大学大学院 特任教授)
第4回	7月16日	新海洋秩序と日本の役割	竹田 いさみ 氏 (獨協大学教授)
第5回	7月30日	経済インテリジェンス強化の必要性	國分 俊史 氏 (多摩大学大学院教授/ルール形成戦略 研究所所長)
第6回	8月26日	経済安全保障の視点に立った事業活動 について	日本経済団体連合会 (久保田事務総長・原常務理事)
第7回	10月16日	地経学とは何か	船橋 洋一 氏 (一般財団法人アジア・パシフィック・ イニシアティブ理事長)
第8回	10月22日	米中大国間競争と経済安全保障	兼原 信克 氏 (同志社大学特別客員教授)
第9回	10月27日	経済安全保障に関する予算 各省ヒアリング	—
第10回	11月5日	危機の時代の世界とアジア、日本の 対応	白石 隆 氏 (公立大学法人 熊本県立大学理事長)
第11回	11月13日	①安全保障貿易管理上の国際レジーム のあり方について ②国際機関を通じたルール形成への 関与について	— 山田 賢司 衆議院議員 (ルール形成戦略議員連盟 国際機関 ガバナンスWT 事務局長)
第12回	11月27日	わが国の技術優越の確保・維持 について	(※知的財産戦略調査会、科学技術・ イノベーション戦略調査会との合同 会議)
第13回	12月11日	「経済安全保障戦略に向けて」(提言 案)について	—